外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月四日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号セルリアンタワー一三階ＡＢＢ株式会社内

Ventyx Asia Inc.

日本における代表者

ルーカス・オリバーフロスト

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である室伏康志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月四日

香港、セントラル、チェイター・ロード一八アレキザンドラ・ハウス六階

東京都港区赤坂八丁目四番一〇―一八〇二号

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・ジャパン・リミテッド

日本における代表者　室伏　康志

（連絡先　東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　クレディ・スイス証券株式会社）

限定承認公告

本籍岩手県盛岡市神子田町一一番、最後の住所岩手県盛岡市永井二四地割七八番地七

被相続人　亡　水本　仲正

右被相続人は平成二十三年十一月二十六日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十七日盛岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日

岩手県盛岡市永井二四地割七八番地七

相続財産管理人　水本　千恵

限定承認公告

本籍埼玉県戸田市美女木二丁目八番地三、最後の住所埼玉県戸田市美女木二丁目八番地の三　ファミール三一―二三〇一号室

被相続人　亡　新井　節子

右被相続人は平成二十三年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十六日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日

埼玉県川越市大字的場二五一〇番地一

限定承認者　石見　智

限定承認公告

本籍京都府八幡市八幡三本橋七五番地一、最後の住所京都府八幡市八幡三本橋七五番地の六

被相続人　亡　千葉　寿史

右被相続人は平成二十三年十一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十二日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目三番九号入商八木ビル一〇階

相続財産管理人代理人弁護士　松岡　直樹

訂正公告

平成二十四年四月二日（号外第七十六号）掲載のグッドサーブ株式会社に係る解散公告中、「同年四月一日をもって解散」とあるは「平成二十四年三月三十一日をもって解散」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年四月四日

扱　店

取消公告

平成二十四年三月二十七日（号外第六十九号）掲載の左記会社に係る合併公告並びに決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十四年四月四日

滋賀県大津市一里山一丁目二四番二四号

（甲）株式会社フジケン

代表取締役　藤田　敏明

京都市左京区松ヶ崎小竹藪町三番地の六

（乙）ユーディ商事株式会社

代表取締役　西山　美江

正　誤

平成二十三年十二月十四日（号外第二百六十九号）公布環境省令第三十三号（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則）

（原稿誤り）

一五〇ページ下段様式第四号表面及び一五一ページ上段裏面は次のとおりの誤り。

様式第四号（第二十一条関係）

（表面）

120ミリメートル

八十ミリメートル

写真ちょう付

縦横各三センチメートル

第　号

所　属　庁

氏　名

生年月日

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第十八条第四項の規定による線量の証明書

年　月　日交付（二年間有効）

環境大臣　印

（裏面）

5　第2項の認証を受けた者は、第3項の規定により立入検査をする職員から請求があったときは、これに応じなければならない。

（略）

4　第2項の認証を受けた者は、第3項の規定により立入検査をする職員から請求があったときは、これに応じなければならない。

（略）

3　第1項の認証を受けた者は、第3項の規定により立入検査をする職員から請求があったときは、これに応じなければならない。

（略）

2　第1項の認証を受けた者は、第3項の規定により立入検査をする職員から請求があったときは、これに応じなければならない。

（略）

1　第1項の認証を受けた者は、第3項の規定により立入検査をする職員から請求があったときは、これに応じなければならない。

（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月三日付特第一一号二ページ
達第六四号四八ページ

ージ●同月四日付第七八号六四ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）